

●香川県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年1月17日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸井萩原豊浜線（241号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町大野原字豆塚6747番1地先から 観音寺市豊浜町姫浜字姫地1453番1地先まで	11.3～23.3	175	平成25年香川県告示第431号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年1月17日